

第 10 章 航行不能航空機の撤去

1. 目的

本章は、航空機が航空機移動区域又はその付近において航行不能となった場合に当該機の撤去作業を的確に実施するための手順を定め、空港の機能を早期に回復することを目的とする。

なお、航空事故又は重大インシデント（以下「航空事故等」という。）の初期調査は、航空事故等の原因を究明する上で非常に重要であり、航行不能航空機の撤去はこのことを念頭に置いて実施することが必要である。

2. 定義

- (1) 「航行不能航空機」とは、航空機移動区域又はその付近において航行不能となった航空機をいう。
- (2) 「航行不能航空機の撤去」とは、航行不能航空機の状態に応じて、以下のとおり分類する撤去作業をいう。
 - a 航空機移動作業（デボッグ： Aircraft debogging）：
航空機の損傷が比較的軽微である場合又は損傷が全くない状態で、滑走路又は誘導路等で航空機が動けなくなった状態や滑走路又は誘導路等から航空機が逸脱した状態における航空機の移動作業。
 - b 航空機回収作業（リカバリー： Aircraft recovery）：
航空機の損傷等により、牽引車及び牽引バーの使用による移動ができない状態における航空機の回収作業。
 - c 航空機機体撤去作業（サルベージ： Aircraft salvage）：
航空事故等により航空機が重大な損傷を受け、機体が全損したとみなされる状態における航空機の撤去作業。
- (3) 「二次的損傷」とは、航空機の撤去を必要とする事案発生後、撤去作業中に当該機へ生じた損傷をいう。

3. 撤去作業の実施者

航行不能航空機の撤去作業は、原則として当該機の運航者又は所有者（以下「運航者等」という。）に実施させること。ただし、当該運航者等にその能力がない場合は、当該運航者等から同意を得た上で空港管理者が撤去作業又は支援を行うこと。また、同意については、原則として運航者等が運航を行う前に、空港管理者に同意書を提出させること。同意書には、空港管理者が航行不能航空機の撤去作業又は支援を行う場合の条件や免責事項（二次的損傷に係る免責事項を含む。）等次に掲げる事項について記載させることとし、空港管理者は当該撤去作業又は支援の依頼先となる者との事前調整を行い、可能な限り協力体制を構築しておくこと。

なお、運航者等が航行不能航空機の撤去の見通しを立てるまでに相当の時間を要する場合又は同意が得られていない場合であっても、状況を総合的に考慮し、当該航空機が空港の運用に甚大な影響を及ぼすと判断されるときは、空港管理者自らが当該機を空港の運用に影響が発生しない場所まで移動若しくは撤去させること又は当該航行不能航空

機の撤去に関する支援を行うことができる。

- (1) 運航者等の撤去責任
- (2) 運航者等による空港管理者への支援要請
- (3) 空港管理者による航行不能航空機の撤去又は移動
- (4) 撤去費用等の負担
- (5) 免責事項
- (6) 運航者等による保険会社との調整
- (7) 同意書の履行に疑義を生じた場合の措置
- (8) その他空港管理者が必要と認める事項

4. 撤去計画等の作成と準備

空港管理者は、本章に基づきあらかじめ航行不能航空機の撤去を行うための手順等の詳細を定めた計画（以下「撤去計画」という。）を作成すること。

なお、空港管理者は、航空機の型式に応じて、運航者等が航行不能航空機を撤去するための準備及び撤去作業に係る具体的計画（以下「運航者撤去作業計画」という。）を原則として運航前までに提出させ、これを考慮した上で、撤去計画に基づき、運航者等の代表、航空事故調査官、石油取扱会社、重機の契約会社その他の撤去作業関係者と撤去作業に係る以下の事項について調整を行い、事案発生時には、空港全体としての具体的な実施計画（以下「撤去実施計画」という。）を直ちに作成できるよう必要な準備を行うこと。

- (1) ターミナル地区等と事故現場までの経路の確保
- (2) 航空機の重量軽減のための燃料の抜き取り作業
- (3) 航空機撤去のために必要な機材の入手、使用及び搬入方法
- (4) 必要に応じて、撤去作業に使用するクレーン又は他の機材により制限表面を突出する場合の措置
- (5) 気象状況の確認方法（クレーンによる持ち上げ又はエアータグ（空気圧式持ち上げ用袋）による作業が必要な場合に限る。）
- (6) 現場照明の手配
- (7) 地下埋設設備の調査及び掘削の方法（掘削が必要な場合に限る。）
- (8) 不測の事態が生じた場合の対応計画

5. 撤去作業調整者の指名

空港管理者は、航行不能航空機の撤去のための運航者等及び関係機関等との総合的な調整を行うための調整者（以下「撤去作業調整者」という。）を指名しておくこと。なお、当該調整者は必要に応じて空港管理者以外の機関等が行うことも可能である。

また、指名した撤去作業調整者の連絡先に関する事項について、航空情報の発行手続きをとること。

6. 撤去作業の実施に際してとるべき措置

撤去作業の実施に際して空港管理者及び撤去作業調整者並びに運航者等はそれぞれ、次の措置をとること。なお、撤去活動の流れの一例を別添1に示すので参考とされたい。

- (1) 空港管理者
 - a 航行不能航空機の障害物としての程度を判定し、運航制限の必要の有無を決定す

ること。

- b 着陸帯及び隣接するその他の区域に航行不能航空機がある場合にあっては、「航行不能航空機がある場合における滑走路の運用指針」（平成26年3月28日付、国空安保第933号）に基づき運用することができる。

なお、速やかに当該指針に基づく運用に移行するため、あらかじめ、着陸帯及び隣接するその他の区域の位置関係を調査しておくとともに、運航者等及び関係機関等と必要な調整を図り、運用手順等を作成し把握しておくこと。

- c 航空機の運航の継続が可能と考えられる場合は、滑走路短縮運用等の措置について所要の調整を図ること。

なお、国が管理する空港以外の空港管理者にあっては、関係機関と調整を行うこと。

- d 必要に応じて、運航制限等に関し航空情報の発行手続きを行うこと。

- e 事故現場保存の重要性を認識し、航空事故等の調査に支障を与えることなく撤去作業を行うこと。

また、運輸安全委員会に対して、撤去作業の際に航空事故等の調査の観点から必要とする事項について確認すること。

なお、国が管理する空港以外の空港管理者にあっては、地方航空局出先機関を通じて当該確認を行うこと。

- f 撤去機材を現場へ搬送するための支援を行うこと。

- g 必要と判断される場合は、現場指揮所を設置すること。

- h 航空機の運航を再開する前に、再開に必要な全ての箇所を点検すること。

- i 撤去に関係する者から構成される撤去作業の事後検討会を開催すること。

当該検討会には、運輸安全委員会から要求に対する対応結果、撤去作業に係る時間経過報告並びに撤去作業の方法及び機材に関することを含むものとする。

なお、航空機の運航者、特に同型式機を使用する運航者に参加を求めることが望ましい。

- j iにより確認された問題点を改善するため、必要に応じ撤去計画を見直すこと。

(2) 撤去作業調整者

- a 撤去実施計画の調整

撤去作業調整者は、空港管理者が準備した撤去計画並びに当該事案に係る運航者撤去作業計画及び同意内容を考慮し、実際の撤去作業に関する調整を行うこと。

- b 撤去作業実施中の措置

撤去作業調整者は航空機撤去作業の実施にあたり、以下の調整を行うこと。

- (a) 必要に応じて、消火救難車両を待機させること
- (b) 撤去作業に当たる職員及び機材の監督
- (c) 気象情報の入手及び気象状態の監視
- (d) 撤去作業の時間的経過の記録
- (e) 撤去作業の写真撮影又はビデオ撮影等
- (f) 撤去作業の進捗状況の関係者への報告
- (g) その他必要な措置

(3) 運航者等

空港管理者は運航者等に対し、以下の措置をとるよう指導すること。

- a 航空事故調査官から了解を得ている郵便物、手荷物、貨物の取り下ろし

- b 航空機を撤去するために必要な技術上、経済上の決定を行うことのできる責任者（以下「撤去責任者」という。）の指名
- c 必要に応じて、機体及びエンジンの製造者、または同様の事故の経験を有する他の運航者からの情報収集
- d 空港管理者及び関係機関（石油取扱会社、重機の契約会社等）との調整による運航者撤去作業計画の作成
- e 運航者撤去作業計画の履行

7. 機材、要員及び施設の把握及び航行不能航空機撤去能力の確保

空港管理者は、以下についてあらかじめ把握しておき、必要に応じて関係者と申し合わせ等を締結しておくこと。また、空港管理者として、空港に常駐する運航者等の所有する航空機の型式を考慮し、可能な範囲で航行不能航空機の発生に備えた撤去能力の確保に努めること。

なお、空港管理者として提供可能な撤去能力については、航空情報の発行手続きをとること。また、航空情報に掲載されていない情報等については、適切な方法により運航者へ提供すること。

- (1) 以下の情報を含んだ撤去作業に利用できる機材のリスト及び動員可能な要員のリストを作成し、備え付けておくこと。
 - a 撤去作業に応じた機材の種類、場所、搬入に要する時間及び概算費用（撤去作業を外部に依頼する場合は、同依頼に係る情報も併せて記載すること。）
 - b 撤去作業に応じた要員（道路敷設等の作業に利用できる人的資源を含む。）のリスト
 - c 要員及び機材の提供を行う代表者の氏名、住所、連絡先
- (2) クレーン等の重機の空港までの搬入経路（送電線などの高さ制限や道路の幅員等を考慮）
- (3) 撤去作業における警備の強化方法
- (4) 航空機リカバリーキット（撤去用装備品一式）の手配方法
 - * IATP 航空機リカバリーキット：
IATP（International Airlines Technical Pool）は、全世界の加盟航空会社間で航空機部品等調達の相互支援を行うための協定である。本協定により、加盟航空会社が、航空機の撤去作業に必要な特殊機材等を短時間で調達できるよう、地理的条件を考慮した世界各地の空港に航空機リカバリーキットが配備されている。日本においても成田国際空港に配備され、日本航空株式会社が管理している。なお、IATP 未加盟航空会社にあっても有償にて航空機リカバリーキットを使用できる。
- (5) 空港を通常使用する航空機の機体の撤去に関する方法
- (6) 航空機からの燃料の抜き取りに関して、汚染された燃料を含む、航空機の燃料の抜き取り、貯蔵及び処分が短時間で処置できる、近隣石油取扱会社等の状況
- (7) 各運航者の撤去責任者の氏名、住所、連絡先（リストによる管理）
- (8) 常駐する運航者等の氏名、住所、連絡先、所有する航空機の型式及び機数

8. 情報提供

空港管理者は運航者等からの情報に基づき、滑走路等閉鎖事案の状況と運用再開までの見通しを他の運航者及び空港利用者等に速やかに情報提供すること。また、空港管理

者は情報提供に必要な事項及び役割をあらかじめ関係者と調整し、情報提供要領を定めること。

9. 訓練

航行不能航空機の撤去に係る準備状況の確認及び訓練を年1回以上行うこと。

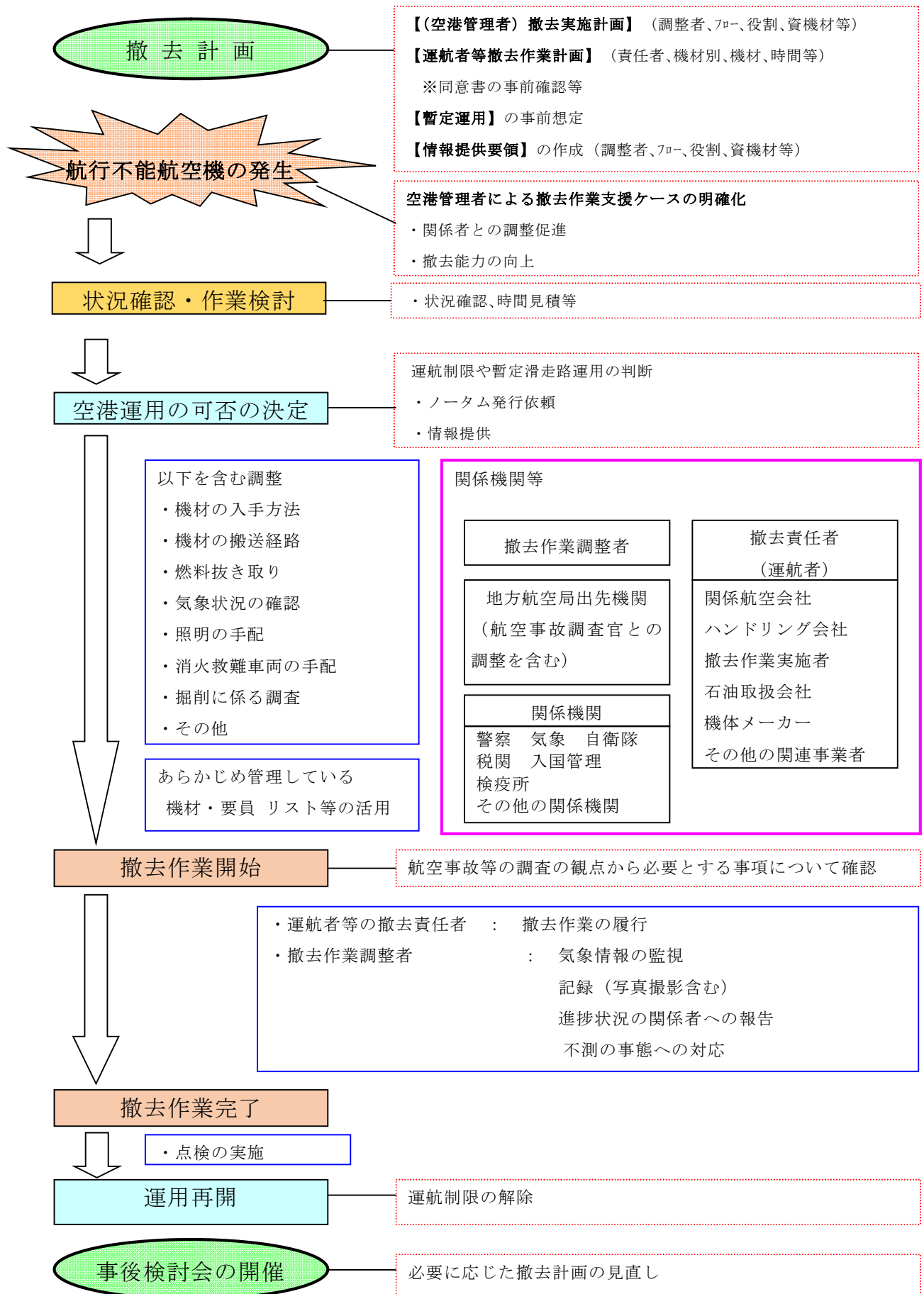
10. 自衛隊等の航空機の運航者等に係る特例措置

自衛隊等の航空機の運航者等に対し、3. に規定する同意書及び4. に規定する運航者撤去作業計画の提出を求めないこととする。ただし、当該者が航行不能航空機を発生させた場合に備え、撤去責任者の連絡先について、原則として運航者等が運航を行う前に、確認しておくこと。

なお、自衛隊等の航空機の運航者等は、次のとおりとする。

- (1) 自衛隊（自衛隊から新造機製造又は自衛隊が所有する航空機の整備作業等を受託して当該航空機を運航する場合にあっては、当該受託者。）
- (2) 軍
- (3) 国の行政機関から便宜供与依頼があった航空機の運航者等（便宜供与依頼のあった飛行及び当該飛行に関する一連の飛行に限る。）

撤去活動の流れ



第 1 1 章 低視程時における空港の運用

1. 目的

本章は、霧、降雪等により空港が低視程状態となった場合における地上走行中の航空機と車両の安全及び低視程時における I L S 運航の安全を保つための方法等を定めることにより、低視程時における航空機と車両の安全を確保することを目的とする。

2. 低視程時における車両運転

低視程時において車両が不用意に走行すると自らの位置を把握できず、滑走路や誘導路へ誤って立ち入ってしまい、あるいは、接近する航空機に気付かずに衝突するおそれがある。

従って、空港管理者は制限区域で車両を運転する者に対して、低視程時において留意すべき次の事項について、あらかじめ指導すること。

- (1) 制限区域への車両の立入りを必要最小限とすること。
- (2) 通常時よりも減速して走行すること。
- (3) 車両運転中における外部監視を強化すること。
- (4) 航空機走行区域等へ立ち入る場合は航空機の動向に特に注意し、常時管制機関等と直接通信を維持し、作業時間、場所及び車両の走行経路について通報すること。
- (5) 日中帯にあっても、必要に応じて前照灯を点灯すること。なお、点灯は下向きに行うこと。
- (6) 視界を常時良好に保つため、車両の窓の汚れを除去すること。
- (7) 必要に応じ、空港の制限区域図を携帯し、現在地を常に把握するように努めること。

3. I L S 制限区域の保護

低視程状態においても着陸が可能な I L S 運航の安全を確保するため、空港管理者は、制限区域における工事等の調整にあたっては、I L S 制限区域の保護について留意し、工事等のための立入区域が I L S 制限区域に入っている場合は、I L S 設置管理者と調整させること。

また、I L S 設置管理者との事前調整により、I L S 制限区域から工事等関係車両の退去の指示を空港管理者が行うこととなっている場合は、I L S 制限区域での工事等の状況を把握し、退去の必要が生じた場合は直ちに施工者に退去の指示を行い、退去を確認すること。

4. 低視程時における航空機の車両による誘導

低視程となる気象現象が発生している場合において、航空会社等から車両による航空機誘導を求められた場合、下記に掲げる事項により対応すること。

- (1) 航空機との会合地点と誘導経路等について管制機関等と調整すること。
- (2) 低視程時における航空機の誘導は、原則として車両運転者の他に外部監視を担当する者を同乗させ、二人以上の体制で行うこと。
- (3) 誘導中、一時的に極度な低視程等により停止の必要がある場合は管制機関等を通じて航空機に、その旨を連絡するとともに、ハザード灯により停止する意志を早めに伝えること。
- (4) 激しい降雪、地ふぶき等の気象現象により車両運転者が誘導路中心線又は、誘導路中心線灯を視認できない場合等においては航空機誘導を行わないこと。

第 12 章 空港内におけるヘリパッドの運用

1. 目的

本章は、空港を利用するヘリコプターを主な対象として、空港内の滑走路以外の場所におけるヘリコプターの離着陸場所（以下「ヘリパッド」という。）を指定し離着陸させる際に、当該ヘリコプターの運航の安全を確保することを目的とする。

2. ヘリパッドの指定

空港管理者は、ヘリコプターの運航に際して、空港内の告示された滑走路以外の場所に離着陸を認める場合には、次の事項を考慮のうえ、適切な場所を指定し当該ヘリコプター運航の安全を確保すること。

- (1) 離着陸を認めるヘリコプターの最大の型式を想定し、規則第 79 条に規定する陸上ヘリポートの滑走路及び着陸帯の長さ及び幅に基づいた区域を確保するため、別添中図 1-1 又は 1-2 のヘリパッドの滑走路及び着陸帯の区域の境界を示す線（以下「ヘリパッド境界線」という。）を設置し、維持管理すること。
- (2) ヘリパッドにおける強度、勾配、接地帯標識及びショルダーについては（1）の基準に準じたものを設置し維持管理すること。なお、ヘリパッドの表面においては、障害となる物件が設置されていないこと。
- (3) 運航が想定されるヘリコプターの型式に応じて、ヘリポートに適用される進入表面と同等の勾配を有する進入表面及びヘリポートに適用される転移表面と同等の勾配を有する転移表面（以下「運航上の安全表面」という。）を確保すること。
- (4) ヘリコプターの離着陸やホバリング等により発生するダウンウォッシュ等が人又は車両等へ影響を及ぼさない位置とし、周辺の障害物となりうる物件や他航空機との間で、安全上の離隔を確保すること。また、滑走路を離着陸する航空機の運航上の安全を考慮した滑走路との離隔を確保するとともに、ダウンウォッシュ等、電波障害、標識の視認性、給油施設及び消火施設との位置関係、当該ヘリパッドを使用するヘリコプターが使用するスポット、エプロン及び地上移動経路を考慮すること。
- (5) (3) に基づく運航上の安全表面を確保する措置及び(4) に基づく安全上の離隔を確保するための措置として、ヘリコプターがヘリパッドを使用している場合に、当該ヘリパッド付近の誘導路又はエプロンのうち管制機関等の許可を受けて進入を行う区域として空港管理者が定める区域を地上移動する他の航空機に対し注意を促し、必要に応じて一時停止させる運用を行う場合は、誘導路又はエプロン誘導路にあっては、停止させる位置に「陸上空港の施設の設置基準と解説」（平成 31 年 3 月 29 日付、国空安企第 349 号）に規定する中間待機位置標識を設置し、その他の区域にあっては、中間待機位置標識と同形かつ同色の標識（以下「ヘリパッド中間待機位置標識」という。）を設置し、それぞれ維持管理すること。なお、ヘリパッド中間待機位置標識は、別添中図 2 によるものとする。
- (6) ヘリパッドにおいて旅客の乗降及び貨物等の積込み及び取卸しが想定される場合には、当該旅客及び作業員の安全を考慮した運用が可能な場所であること。
- (7) ヘリパッドにおいて夜間運用を行う場合には、「ヘリパッド灯火設置要領」（令和 7 年 3 月 28 日付、国空管技第 898 号）に準じて灯火を設置し、維持管理すること。

3. ヘリパッドの運用に関する安全上の措置

空港管理者は、ヘリパッドの運用に際し、あらかじめ次の事項について事前に関係者と調整し、満たしていること。なお、運用中に次の事項を満たせないことが明らかとなった場合には、安全上必要となる事項を検討し、直ちに適切な措置を講ずること。

- (1) ヘリパッドの運用が滑走路を離着陸する航空機の運航に影響を与えず、また、ヘリパッドを使用するヘリコプターの運航の安全を確保するため、進入経路の設定等について、管

制機関等とヘリパッドの運用に係る必要な調整を行い、当該調整結果を運航者等に周知すること。

- (2) ヘリパッドの運用に伴い、制限区域内への立入及び車両等の運転に際して配慮が必要となる場合には、必要な制限や措置を設け、関係者に周知すること。また、必要に応じて、当該内容を制限区域安全知識や車両運転許可講習の内容に含めること。
- (3) ヘリパッドの指定時に設置した施設等の性能及び運航上の安全表面並びに他物件との離隔が、当初の機能を確保していることを定時点検及び臨時点検の一環として確認し、必要な維持管理を行うこと。なお、運航上の安全表面を突出する障害物が認められた場合には当該障害物の除去に努めること。

4. 航空情報等による公示及び情報の周知

空港管理者は、ヘリパッドを指定する場合には、航空情報センターと調整し、ヘリコプターの最大の型式を含む必要な情報について、航空情報の発行手続きをとること。また、航空情報に掲載されていない運用上必要となる詳細情報等については、適切な方法により運航者へ提供すること。

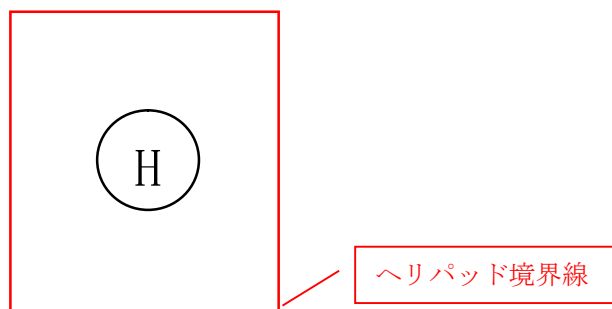
なお、ヘリパッドの運用を一時的に変更又は停止等を行う場合には、航空情報により周知を行うとともに、適切な方法により運航者へヘリパッドの運用に関する情報を提供すること。

5. 空港の制限区域外にヘリパッドを指定する場合

告示で指定された空港の敷地内のうち空港の制限区域の外側にヘリパッドを指定する場合においては、次の事項を満たしていること。

- (1) 上記2. から4. に記載した事項を満たしていること。
- (2) 「空港等における消火救難体制の整備基準」(平成17年9月7日付、国空管第84号)に基づいた消火救難体制の整備を行うこと。
- (3) 空港管理者は、ヘリパッドの周囲にフェンス等の立入管理が行える施設を設けたうえで、当該区域を空港の制限区域又は同区域に準じた区域として指定し、空港運用業務指針の各章で定める事項に基づいた運用を行うこと。
- (4) ヘリパッドの運航上の安全表面が、当該ヘリパッドを設置する空港の告示で指定する進入表面、転移表面及び水平表面等による障害物の高さ制限が行われない範囲に及ぶ場合には、空港管理者は当該範囲に運航上の安全表面を突出する障害物が無いことを定時点検及び臨時点検の一環として確認すること。なお、運航上の安全表面を突出する障害物が認められた場合には当該障害物の除去に努めることとし、除去が困難な場合には運航上の安全表面の方向を変更する又はヘリパッドの場所を変更する等必要な措置を講じること。

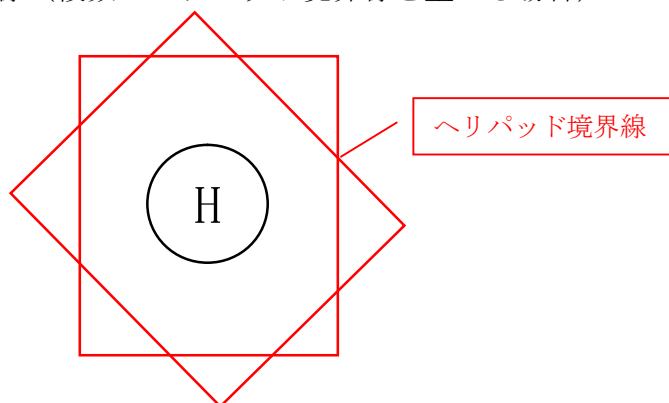
図 1 - 1 : ヘリパッド境界線



備考

- 一 線の幅（太さ）は **0.3m** とすること。
- 二 色彩は、白色とすること。なお、積雪の多い地域での雪とのコントラストや、沖縄における石灰岩系を用いた舗装路面とのコントラストなど、を考慮して、黄色とすることができる。
- 三 接地帯標識と同色とすること。

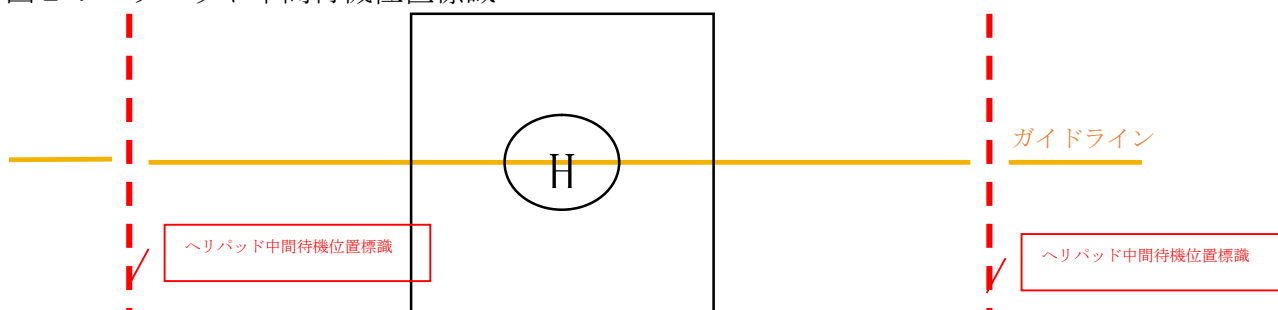
図 1 - 2 : ヘリパッド境界線（複数のヘリパッド境界線を重ねる場合）



備考

- 一 線の幅（太さ）は **0.3m** とすること。
- 二 色彩は、白色とすること。なお、積雪の多い地域での雪とのコントラストや、沖縄における石灰岩系を用いた舗装路面とのコントラストなど、を考慮して、黄色とすることができる。
- 三 接地帯標識と同色とすること。

図 2 : ヘリパッド中間待機位置標識



備考

- 一 長さは、ヘリパッド境界線の長さ又は幅と同じとすること。
- 二 線の幅（太さ）、間隔、色その他の様式は、中間待機位置標識と同様とすること。

附則（令和元年１０月２日 国空安企第１８５号）

この改正規定は、令和元年１０月２日から適用する。ただし、第３章６．の改正規定は令和２年１１月５日から適用する。

附 則（令和２年９月１４日 国空安企第１６６号）

この改正規定は令和２年９月２３日から適用する。

令和元年１０月２日、国空安企第１８５号で一部改正した空港運用業務指針のうち、附則で定める第３章６．の改正規定の適用日を、令和３年１１月４日に改める。

附 則（令和３年９月２８日 国空安企第１７８号）

第１条 この改正規定は令和３年１０月１日から適用する。ただし、次条の改正規定は令和３年１１月４日から適用する。

第２条 令和元年１０月２日、国空安企第１８５号で一部改正した空港運用業務指針の一部を次のように改正する。

第３章６．（３）ｂ中「速やかに」の下に「管制機関等に」を加え、同章６．（３）ｅ中「上記（１）で決定した報告値」を「滑走路面状態評価等の結果が航空機の運航に影響すると認められる場合は、上記（１）で決定した報告値」に改める。

附 則（令和３年１２月１５日 国空安企第３１０号）

この改正規定は、令和４年４月１日から適用する。ただし、第３章様式２及び第４章３．（４）の改正規定は、令和３年１２月１５日から適用する。

附 則（令和４年３月１８日 国空安企第４７３号）

第１条 この改正規定は、令和４年４月１日から適用する。

第２条 この改正規定の施行の際現に交付されているランプパスについては、改正後の第２章３．（６）の規定にかかわらず、当該ランプパスの有効期間が満了する日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（令和４年１０月２８日 国官参航安第６０２号）

この改正規定は、令和４年１１月３日から適用する。

附 則（令和５年３月２８日 国官参航安第１１１４号）

第１条 この改正規定は、令和５年４月１日から適用する。

第２条 この改正規定について、空港管理者は管制機関等と連絡方法を協議することで、令和８年３月３１日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（令和５年９月２９日 国官参航安第５５０号）

この改正規定は、令和５年１１月２日から適用する。ただし、第８章１０．の改正規定は、令和５年１０月１日から適用する。

附 則（令和６年３月２９日 国官参航安第１２３９号）

第１条 この改正規定は、令和６年４月１日から適用する。

第２条 第９章の改正規定は、空港管理者は当該空港を使用する運航者等と航行不能航

空機発生時における対処方法を協議することで、令和 7 年 9 月 30 日までは、なお従前の例によることができる。

第 3 条 第 11 章の改正規定は、この指針の適用の際現に設置されているヘリパッドについて、令和 7 年 3 月 31 日までは、空港管理者が定める既存の運用方法等によることができる。

附 則（令和 6 年 12 月 26 日 国官参航安第 829 号）

第 1 条 この改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。

第 2 条 改正後の第 5 章の規定は、適用日より前までに、航空局による安全性に関する模擬フィールド試験及び空港管理者が安全性に関する走行性能等の確認試験走行確認を受けている自動運転車両については、当該車両の自動運転性能を変更するまでの間において、レベル 3 自動運転車両は改正後の第 5 章 5.（2）の規定を、レベル 4 自動運転車両は改正後の第 5 章 6.（2）の規定を満たしたものとみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日 国官参航安第 2028 号）

第 1 条 この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 条 この指針の適用の際現に存するヘリパッドについては、改正後の第 12 章（1）又は（5）の規定に基づきヘリパッド境界線又は中間待機位置標識若しくはヘリパッド中間待機位置標識を設置しなければならない場合には、令和 10 年 3 月 31 日までは、当該施設の設置を猶予することができる。

第 3 条 この指針の適用の際現に存するヘリパッドについては、改正後の第 12 章（7）の規定に基づきヘリパッド灯火を設置しなければならない場合には、令和 14 年 3 月 31 日までは、当該灯火の設置を猶予することができる。

附則（令和 7 年 9 月 30 日 国官参航安第 605 号）

この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。ただし、第 7 章 2. 及び 3. 並びに第 8 章 3. の改正規定は、令和 7 年 11 月 27 日から適用する。

附則（令和 7 年 11 月 27 日 国官参航安第 779 号）

この改正規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 2 章（10. を除く）、第 3 章（5.（2）a 及び 6. を除く）、第 4 章、第 6 章、第 10 章及び第 12 章の改正規定は、令和 8 年 3 月 31 日から適用する。